

児童生徒への教育支援の充実について

東 海 部 会 提 出

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育施策等の充実強化が必要不可欠である。教育現場では、すべての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」が求められており、児童生徒の特性や時代の要請に応じた対応をしていくことが必要である。

特別支援学級は、現在1学級8人の学級編制基準となっているが、特に障害の種類や程度も様々であり情緒の安定を図ることの難しさを抱えている子供が在籍している自閉症・情緒障害学級においては、個に合わせた指導を行うことに苦慮している。特定の児童・生徒の対応に終始せざるを得ない状況になった場合には、他の児童・生徒の学習が保障されないこともある。一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、自閉症・情緒障害の特別支援学級の学級編制基準を、現在の8人から段階的に5人程度に引き下げること、併せて学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じることを要望する。

また、これからの国際社会を生きる児童・生徒にとって、外国語教育の充実も不可欠であり、指導体制の充実が求められている。そのためには外国人指導助手（ALT）の計画的な配置が必要不可欠である。文部科学省等が推奨する「JET プログラム」の活用においては、地方財政措置が講じられているが、活用の際のALTの研修等は市の大きな負担となっている。更に、「JET プログラム」以外の派遣委託や自治体独自の招聘においては、地方財政措置の対象となっていない。各市の実情に合わせ、充実した外国語学習が行われるよう、業務委託や自治体独自の招聘による雇用全般にかかる費用においても地方財政措置の対象とするよう要望する。